

CYS-No. 1 株を利用して生産された L-システイン塩酸塩に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「CYS-No.1 株を利用して生産された L-システイン塩酸塩」については平成 27 年 6 月 15 日付けで遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

本申請品目は、L-システインの生産能力を高めるため、*Pantoea ananatis* No.359 株の突然変異株を宿主として、L-システインの生合成に関連する遺伝子の導入、L-システインの生合成に関連する遺伝子のプロモーターの改変及び L-システインの生合成に関連する遺伝子の欠失を行い作製された CYS-No.1 株を利用して生産された L-システイン塩酸塩である。CYS-No.1 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

なお、本宿主菌株は、平成 23 年に安全性審査の手続を経た GLU-No.3 株および、平成 27 年に安全性審査の手続きを経た GLU-No.6 株の宿主菌株と同一である。

3. 利用目的及び利用方法

本品目は、従来の L-システイン塩酸塩と比較して、利用目的や利用方法に関して相違はない。

4. 備考

申請者は、本申請品目については、

- ・食品添加物公定書規格を満たしていること、
- ・有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」の要件を満たしていると考えられている。

(参考)

L-システイン塩酸塩は、指定添加物であり、酸化防止剤等として使用される。